

これから建物等解体を行う予定の方、または 解体事業者のみなさま

建物解体の際は、 『給水装置工事』の申請が必要です。

建物内に水道水を供給する給水管から蛇口や水抜栓等までを含め給水装置といい、建物の解体に伴い給水装置を撤去する場合は、下記のとおり事前確認と『給水装置工事(撤去)』の申請をお願いします。

なお、解体工事に伴う給水装置工事の撤去工事は、市の『指定給水装置工事事業者』に依頼をしてください。

事前確認、『給水装置工事(撤去)』の申請をせず解体工事を行い、水道管を破損し漏水させる事故等が発生していますのでご協力をお願いします。

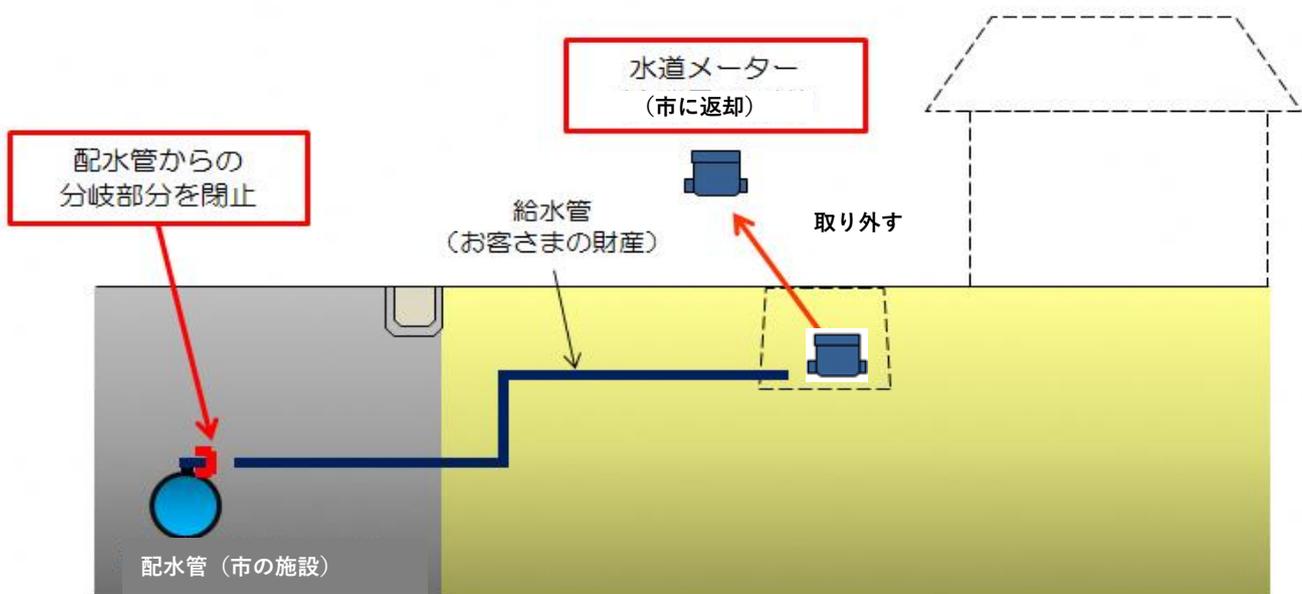
事前確認	<ul style="list-style-type: none">① 土地・建物の所有者への埋設状況の確認② 上下水道課窓口で引き込み位置やメーター箇所の位置の確認③ 解体工事で水道の使用を開始する場合、開栓の手続
解体工事	<ul style="list-style-type: none">① 給水装置を今後も使用する場合、以下の書類を上下水道課へ提出してください。<ul style="list-style-type: none">・ 売買等により土地を手放す場合 『給水装置使用者異動届』・ 本人が土地を所有するが一時的に水道を使用しない場合『給水装置使用申込書兼使用 中止届出書』② 既存の建物を解体し更地にするなどして、給水装置を使用する見込みがなくなった場合は、以下の手続きをお願いします。<ul style="list-style-type: none">・ 市指定給水装置工事事業者に依頼し『給水装置工事(撤去)』の申請・ 水道メーターを取り外し、速やかに上下水道課へ返却と共に、給水装置使用廃止届』の提出

※ 申請をせずに解体工事を行うと、給水装置の無届工事となり、条例違反になります。

※ 給水装置撤去の情報が把握（台帳に登録）出来ないことにより、所有者等の不利益になる場合があります。

※ 解体工事より漏水させた場合は、損失料金等を請求します。

※ メーターを返却せず紛失した場合は、弁済代金を請求します。



問い合わせ先 山梨市上下水道課
給水装置工事・廃止申請：上水道管理担当
閉開栓・使用者変更等：上水道庶務担当

〒405-8501 山梨市小原西843
TEL：0553-22-1111 FAX：0553-23-2800
Email：suido@city.yamanashi.lg.jp